



2023年11月14日

各 位

上場会社名 東京産業株式会社
代表者 代表取締役社長 蒲原 稔
(コード番号 8070 東証プライム)
問合わせ責任者 取締役企画本部長 田沢 健次
(TEL 03-5203-7841)

2024年3月期第2四半期報告書の提出期限延長に係る 承認申請書提出に関するお知らせ

当社は、本日、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書

2024年3月期第2四半期報告書（第114期第2四半期）
（自2023年7月1日至同年9月30日）

2. 延長前の提出期限

2023年11月14日
*法定提出期限

3. 延長が承認された場合の提出期限

2024年1月15日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

2023年11月8日付け「外部調査委員会設置に関するお知らせ」および2023年11月10日付け「2024年3月期第2四半期決算発表の延期および当該四半期報告書の提出期限延長申請の検討に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、この度、当社が関連する太陽光発電（メガソーラー）案件（以下「本発電案件」といいます。）に係る長期未収入金の保全措置として担保設定を受けていた件につき、担保対象資産の一部が当社の承諾なく譲渡されていた事実（以下「本発電案件判明事実」といいます。）が確認されたこと等から、当社では、上記長期未収入金の回収可能性の評価等について、本発電案件判明事実を踏まえ改めて検討が必要と認識しており、同日外部調査委員会を設置して、調査を行っております。

かかる状況において、2024年3月期第2四半期報告書を金融商品取引法第24条の4の7第1項に定める提出期限である2023年11月14日までに提出できないことが判明いたしましたので、当社は、2024年3月期第2四半期の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局に提出することといたしました。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。

また、提出期限延長に関する申請が承認された場合、その提出期限である2024年1月15日までに、2024年3月期第2四半期報告書の提出、外部調査委員会の調査結果を踏まえ訂正が必要と判断された期間についての過年度の有価証券報告書、四半期報告書の訂正報告書の提出、内部統制報告書の訂正報告書、過年度の決算短信の訂正および2024年3月期第2四半期決算短信の公表を完了させます。

株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様にはご迷惑をおかけしますことをお詫び申し上げ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以 上